

【参考資料】

1．貿易統計実績

	平成25年4月～ 平成25年6月平均	平成25年3月～ 平成25年5月平均	平成24年10月～12月平均 (変更認可申請時)	平成20年1月～3月平均 (平成20年9月料金改定時)
原油価格(円/kl) (ドル/b)	66,534 107.5	67,390 111.1	57,651 114.4	62,735 93.0
LNG価格(円/t)	83,938	82,499	64,566	58,282
石炭価格(円/t)	11,125	11,177	9,800	8,873
為替レート(円/ドル)	98	96	80	107

2．燃料費調整制度とは

「燃料費調整制度」は、為替レートなどの経済情勢の変化に伴う輸入火力燃料(原油、LNG、石炭)の価格変動を料金に反映させるため、燃料費の変動に応じて一定の基準のもと自動的に電気料金を調整するものであります。

具体的には、貿易統計による燃料価格の3カ月平均値(平均燃料価格)に基づき、2カ月後の燃料費調整単価を算定し、1カ月ごと(毎月)の電気料金に適用します。

なお、規制部門(低圧供給)においては、上限価格(基準燃料価格の50%)を上回る変動分については燃料費調整を行いません。

3．燃料費調整制度の概要

平均燃料価格の算定対象期間と料金反映タイミング

平均燃料価格の 算定対象期間	適用する月分料金
1月～3月	6月分
2月～4月	7月分
3月～5月	8月分
4月～6月	9月分
5月～7月	10月分
6月～8月	11月分
7月～9月	12月分
8月～10月	1月分
9月～11月	2月分
10月～12月	3月分
11月～1月	4月分
12月～2月	5月分

プラス調整とマイナス調整のイメージ

(1) 平成 24 年 7 月 1 日実施の電気供給約款 (現行) の場合

		燃料費調整	燃料費調整単価 ¹ の算定式
平均 燃料 価格	上限価格 (46,500円/k1)	上限価格にとどめて プラス調整 (燃料費調整額を加算)	$(46,500\text{円} - 31,000\text{円}) \times$ 基準単価 ² /1,000
	基準燃料価格 (31,000円/k1)	プラス調整 (燃料費調整額を加算)	$(\text{平均燃料価格} - 31,000\text{円}) \times$ 基準単価 ² /1,000
		マイナス調整 (燃料費調整額を減算)	$(31,000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times$ 基準単価 ² /1,000

1 単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

2 平均燃料価格の実績が1キロリットルあたり1,000円変動した場合の値で、平成 20 年 9 月料金改定時に設定したものです。(消費税等相当額を含みます)

・ 低圧で従量制供給する場合：1キロワット時につき17銭1厘

(2) 平成 25 年 2 月 14 日に変更認可申請を行った電気供給約款 (申請中) の場合

		燃料費調整	燃料費調整単価 ³ の算定式
平均 燃料 価格	上限価格 (47,100円/k1)	上限価格にとどめて プラス調整 (燃料費調整額を加算)	$(47,100\text{円} - 31,400\text{円}) \times$ 基準単価 ⁴ /1,000
	基準燃料価格 (31,400円/k1)	プラス調整 (燃料費調整額を加算)	$(\text{平均燃料価格} - 31,400\text{円}) \times$ 基準単価 ⁴ /1,000
		マイナス調整 (燃料費調整額を減算)	$(31,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times$ 基準単価 ⁴ /1,000

3 単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入いたします。

4 平均燃料価格の実績が1キロリットルあたり1,000円変動した場合の値で、平成 25 年 2 月 14 日に変更認可申請時に設定したものです。(消費税等相当額を含みます)

・ 低圧で従量制供給する場合：1キロワット時につき21銭1厘